

自 令和7年12月 9日

至 令和7年12月17日

第5回 和木町議会定例会

令和7年第5回和木町議会定例会

(令和7年12月9日)

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第13号

例月現金出納検査の結果について

2. 議案第40号

令和7年度和木町一般会計補正予算(第5号)

3. 議案第41号

令和7年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

4. 議案第42号

令和7年度和木町介護保険特別会計補正予算(第2号)

5. 議案第43号

令和7年度和木町簡易水道事業会計補正予算(第2号)

6. 議案第44号

令和7年度和木町公共下水道事業会計補正予算(第3号)

7. 議案第45号

和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例

8. 議案第46号

町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正
する条例

9. 議案第47号

和木町火入れに関する条例の一部を改正する条例

10. 議案第48号

和木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

11. 議案第49号

和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

12. 議案第50号

和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

13. 議案第51号

和木町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

14. 議案第52号

和木町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

15. 議案第53号

和木駅交流プラザ、和木駅駐輪場及び和木駅駐車場の指定管理者の指定同意について

○出席議員（10名）

1 番	三分一 淳	
2 番	明本 光弘	
3 番	津島 宏保	
5 番	嘉屋 富公	
6 番	上田 丈二	
7 番	中村 充子	
8 番	灰岡 裕美	
9 番	小林 秀嘉	
10 番	森脇 明美	副議長
11 番	兼本 信昌	議長

○説明のため出席した者

町 長	坂本 啓三	
副町長		
企画総務課長	松井 敏浩	
税務課長	池田 剛	
住民サービス課長	上村 克司	
都市建設課長	山下 純二	
保健福祉課長	渡邊 真奈美	
教育長	重岡 良典	教育委員会
事務局長	鳥枝 靖	〃

○会議に従事した職員

事務局長	田尾 恵
書記	中島 芽生子

- 開 会 9時 00分
- 議 長 和木町広報係から議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますのでこれを許可いたします。
また携帯電話お持ちの方は、電源をオフにされるようお願いいたします。
- 議 長 ただいまから、令和7年第5回和木町議会定例会を開会します。
これより本日の会議を開きます。
- 議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、5番議員 嘉屋富公議員、6番議員 上田丈二議員を指名いたします。
- 議 長 日程第2 諸般の報告を行います。
10月15日 総務文教・民生建設常任委員会の委員10名は、徳島県徳島市のふれあい健康館で視察研修を行い、施設の運営状況や健康促進活動について学びました。
10月16日～17日 徳島県北島町で「全国コンパクトタウン議会サミット」が開催され、全議員が出席いたしました。
11月7日 山口県町議会議長会定例会に私が出席しました。
11月12日 東京で、町村議会議長全国大会が開催されまして私が出席いたしました。
その他につきましては、お手元に諸般の報告として配布しておりますので、ご了承願います。
- 議 長 次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長から報告願います。

議長

議会運営委員会委員長 三分一淳議員。

議長

三分一議員。

三分一議員

議会運営委員会からご報告いたします。

町長より、本日12月9日に議会が招集されたことに伴い、12月2日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について、次のとおり申し合わせを行いました。

本定例会に付議されております議案は、報告1件、議案14件です。

本定例会の議会運営でございますが、本日、初日に報告第13号、議案40号から53号の議案説明と質疑を行います。

11日は一般質問および議会改革特別委員会、12日は総務文教常任委員会、15日は民生建設常任委員会、16日は広報広聴常任委員会、最終日は17日で、討論、採決を行うこととします。

よって、定例会の会期を、本日12月9日から17日までの9日間とし、日程はお手元に配布しているとおります。

議会運営委員会からの報告は以上です。

議会基本条例の「町民の負託にこたえる議会の実現と町民参加を推進する」という主旨に沿い、定例会を行ってまいりますので、皆様のご協力とご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

議会運営委員会委員長 三分一淳

議長

以上で諸般の報告を終わります。

議長

日程第3 会期の決定を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月17日までの9日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの
9日間とすることに決定しました。

議 長 日程第4 行政報告について
町長の報告を求めます。
坂本町長。

坂本町長 みなさん、おはようございます。
町政運営につきましては日頃より温かいご理解とご協力を
賜り、心よりお礼を申し上げます。
それでは、ただ今より7件の行政報告を申し上げます。

1件目は、出前町長室の開催についてでございます。
去る11月、町内4箇所にて出前町長室を開催いたしました。
私の選挙期間中の公約の一つとして「町民の皆さまのもとへ
積極的に向き、意見を、ご意見をしっかりお聞きする」こと
を掲げておりました。

そこで、町民の皆様の日頃の想いやお困りごと、「こうなっ
たらいいな」という声を、私自身が直接お伺いさせていただく
ことを目的として、この出前町長室を開催いたしました。

11月14日の和木5丁目集会所をスタートに、17日には
公民館関ヶ浜分館、18日には総合コミュニティセンター、25
日には公民館瀬田分館を会場に開催し、全体で延べ111名の
町民の方々のご参加をいただきました。

各会場では、町民の皆様の生活に根差したご意見から、未来
のまちづくりに関するご意見、また、町政に対するご提案や
叱咤激励、お褒めの言葉まで、実に様々で、率直な声をお聞き

することができ、大変有意義な時間であったと考えております。

今後はいただいたご意見を集約し、「重要度」や「優先順位」等を勘案し、対応を検討すること、するとともに、何らかの形でご参加いただいた皆さまに、結果をお返ししたいと考えております。

「町民の皆さまの暮らしの中にこそ、まちづくりのヒントがあり、町民の皆さまの声を聞くことがよりよい行政運営につながる」と、私は常日頃から考えております。

そして、この出前町長室の結果を最大限に活かして、今後の町政を進めてまいりたいと強く思っております。

2件目は、津波避難訓練の実施についてでございます。

先日12月7日、日曜日に沖灰場・新地地区を対象とした津波避難訓練を実施いたしました。

訓練の目的は、沖灰場・新地地区に住む町民の皆さまと、南海トラフ地震発生による津波到来を想定した個別避難計画に基づく避難行動及び避難支援活動を訓練すること、並びに本町と三井化学株式会社岩国大竹工場との協定に基づき、三井化学記念体育館を避難所として開設する手順の確認をすることを主な目的といたしました。

訓練の想定でございますが、高知県沖を震源とした南海トラフ地震により、和木町では震度6弱の揺れが発生。町の内外では道路等がところどころ破損し、渋滞が発生。その後、町を含む瀬戸内海沿岸に「津波警報」が発表され、それを受け、町の災害対策本部は、直ちに職員を派遣して主要5カ所の避難所を開設するとともに、和木地区全域にサイレンを伴う防災行政無線の放送で「避難指示」を発令した、という状況を想定いたしました。

なお、津波は南海トラフ地震発生後3時間半で到達し、津波による浸水の最大の深さは3mを想定しております。

訓練の参加者は、個別避難計画の避難支援対象者 18 名、一般参加の町民 57 名、和木町消防団員 19 名、町職員 37 名、合計 131 名の参加がありました。

訓練の内容としましては、限られた人員と道路状況が悪い中で、町職員と消防団員が協力して、個別避難計画に基づく避難支援が必要な方への対応の実施や、避難所となった三井化学記念体育館内においては、避難先となる 3 階アリーナまでの避難誘導、防災備品の展示、町の危機管理監による防災講話等を実施いたしました。

避難は概ね順調に行われ、訓練開始から約 1 時間で完了し、想定した津波到達時間前に避難を完了することができました。

この訓練の成果といたしまして、主に 3 点が挙げられます。

第 1 に、三井化学株式会社岩国大竹工場との協定に基づき、三井化学記念体育館を避難所として開設する手順を、実際に現地にて確認し、迅速に避難者を受け入れるという一連の手順を相互に確認することができました。

第 2 に、沖灰場・新地地区の個別避難計画の避難支援対象者の方に対して、地域、消防団、町が連携した避難支援活動を訓練し、その実効性を確認するとともに、避難指示発令から避難完了まで約 1 時間程度が必要、という時間的尺度の見当を持つことができました。

第 3 に、今回の訓練は沖灰場・新地地区等から、多くの皆さまにお集まりいただきました。皆さまには本訓練を通じて、サイレンを伴う避難指示発令の放送は全員避難であること、また、近所等への声掛けにより避難を促すという、地域の共助による避難行動が重要であるというご認識をして頂くことができました。

今回の訓練は、南海トラフ地震に伴う津波の到来を初めて想定した避難訓練でしたが、町民の皆さまの多くのご参加を得て、当初の目的を達成することができたと考えております。今後は、本訓練の成果、問題点を更に分析・検討し、

いかなる災害においても「逃げ遅れゼロ」を目指して、町民の皆さまへの防災意識の啓発と、地域、消防団、町が連携した避難支援体制の更なる充実に取り組んでまいります。

3件目は、恵庭市への職員研修派遣についてでございます。

町では恵庭市との「姉妹都市職員研修派遣協定」に基づき、恵庭市と職員研修派遣を2年に1度、相互に行っております。平成8年度スタートして、これまで町からは私を含めて12名の職員を派遣しており、また、恵庭市からは13名の派遣職員を受け入れているところでございます。

今年は9月29日から11月28日までの2ヶ月間、保健福祉課の寺山圭祐主任主事を13人目の派遣職員として恵庭市に派遣いたしました。

寺山主任主事は本町では、障がい者の支援業務を中心とした仕事を行っておりますが、恵庭市では企画課に配属され、総合計画改定の業務を中心に様々な市の業務に関わり、行政職員として大変貴重な経験をすることができました。恵庭市で得た経験を本町の業務に存分に活かしてもらうことを期待しております。

今後とも姉妹都市間における相互理解の促進及び職員の資質向上を図るため、この職員研修派遣を継続していきたいと考えているところでございます。

4件目は、和木町消防団女性消防隊の全国女性消防操法大会優秀賞の受賞についてでございます。

去る10月28日、神奈川県横浜市で第26回全国女性消防操法大会が開催され、都道府県予選を勝ち抜いた44の代表チームが参加し、和木町消防団女性消防隊が山口県代表として出場いたしました。

競技は、軽可搬ポンプを作動させて、水槽から給水し、ホース3本を延長して標的を射落とすまでのタイム、動作の

正確さ、資機材の取扱いの正しさ等により審査され、総合得点を競うものとなっております。

和木町女性消防隊は今回で5度目の全国大会出場で、4大会連続の出場となりました。7名の選手は厳しい訓練を重ね、大会本番では見事にその成果を発揮し、総合得点で、総合得点4位で優秀賞を受賞されました。

また、団体表彰に加えて、個人においても最優秀選手賞を3名の方が受賞されました。この最優秀選手賞は、各番員で2名ずつしか選ばれない大変名誉な賞であり、受賞者は指揮者の米村清美さん、3番員の岩岡久美子さん、4番員の川野夕起恵さんです。

熱心な指導をしてくださった、岩国地区消防組合の職員の皆さまにお礼を申し上げるとともに、女性消防隊の皆さんの長年にわたる努力と今回獲得された成果に、深く敬意を表したいと思います。

5件目は、令和7年度定額減税補足給付金についてでございます。

令和7年度定額減税補足給付金は、令和6年度に実施された定額減税の際、当初の算定に基づく給付額だけでは、本来受けられるべき減税額に満たない方に対して、その不足分を補うために追加で支給される給付金でございます。

公金受取口座の登録又は過去の給付金の登録口座がある支給対象者には支給のお知らせを送付し、申請不要のプッシュ型給付となっております。口座登録がない支給対象者には確認書を送付し、申請期限を10月31日としていました。

申請不要のプッシュ型対象者は314名、確認書の送付者は84名、申請者は2名、支給対象者総数は400名で、1,130万円を支給しております。

6件目は、わき愛あいフェスティバルについてでございます。

11月2日、中学校グラウンドで「わき愛あいフェスティバル」が開催されました。姉妹都市恵庭市から3名の方をお迎えした開会式に続いて、中学生ボランティアによる花の苗の無料配布が実施されました。

ステージでは、四境太鼓やキッズダンス、マジックショー、ジャグリングなどが行われ、大道芸体験ブースや和木町出身のバルーンアーティスト“ゆうき”さんによるバルーンプレゼントは、子どもたちに大好評でございました。

その他にも、恒例の北海道恵庭物産展や各種団体による出店ブース、ラッキー抽選会などに多くの方々が訪れ、大いに賑わいました。

わき愛あいフェスティバルの開催にあたり、実行委員会をはじめ、地域団体、中学生ボランティアなど、ご尽力いただいた関係者の皆さまに厚くお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

7件目は、教師の日についてでございます。

11月25日、文化会館で、「第36回教師の日式典」を開催いたしました。教師の日は、町民が教師を尊敬、感謝するとともに、教師が本町の教育に全力をあげて取り組めるよう激励する日として、平成2年度から始まった式典でございます。

式典では、この1年間での各種大会や、コンクール等で優れた成績を収められた5名の方々と1団体を表彰するとともに、生徒等によるニュージーランドホームステイ研修事業の発表や姉妹都市教育親善使節団との交流報告、教職員の研修発表が行われました。

「みんなが生徒、みんなが先生」をキャッチフレーズとする本町教育の更なる振興に向け、先生方や子ども達の意識を高めることができた式典となりました。

以上、7件について行政報告とさせていただきます。

議 長 日程第5 報告第13号 例月現金出納検査の結果について
監査委員から、お手元に配布してありますとおり、例月現金
出納検査の結果について報告がありましたのでご了承願いま
す。

議 長 日程第6 議案第40号 令和7年度和木町一般会計補正
予算(第5号)
これを議題とします。執行の説明を求めます。
松井企画総務課長。

松井企画
総務課長 議案第40号 令和7年度 和木町一般会計補正予算
(第5号)についてご説明をいたします。

補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の
総額にそれぞれ2億4,640万4千円を追加し、予算総額を
49億5,246万7千円とするものでございます。

今回の補正予算の主な内容といたしましては、令和7年度分
の米空母艦載機部隊配備特別交付金約2億円の配分が確定
したことに伴う所要額の計上、人事委員会勧告及び共済組合
負担金負担率の改正に伴う職員給与費の増額その他、各費目に
追加で必要となる経費の計上などを提案させていただくもの
でございます。

それでは第1表 歳入歳出予算補正の2ページから、歳出か
らご説明をさせていただきます。

費目ごとの詳細は14ページからとなります。

款1 議会費では、共済組合負担率の改正により職員給与費
15万2千円を増額しております。

款2 総務費職員給与費では、人事委員会勧告、および人事
異動に伴い、職員給与費を736万9千円、総務一般事業では、

会計年度任用職員の共済費 240 万円、通信運搬費 52 万円、広報公聴事業では、印刷製本費 28 万 1 千円、庁舎管理事業では 29 万 7 千円、基金積立金では、石油貯蔵施設立地対策等交付金基金事業の額が確定したことに伴い、積立額 509 万 3 千円、諸費では、母子保健事業および子ども子育て支援事業の実績額確定による過誤納返還金 19 万 8 千円を、増額するものでございます。

16 ページでございます。 款 3 民生費、職員給与費では 20、失礼しました 208 万 8 千円、社会福祉 一般事業では、健やか安心基金を 1 億 3,900 万 6 千円、国民健康保険特別会計繰出金では、国保特別会計職員給与費の増額分 25 万 3 千円を計上するものでございます。自立支援医療事業では、更正医療の対象者の増加したことから 204 万 4 千円を増額するものでございます。国民年金事業では、システム改修委託料として 17 万 4 千円を増額するものでございます。

18 ページでございます。社会福祉、老人福祉施設入所措置事業では、措置者の増加により 52 万円、介護保険特別会計繰出金では、介護保険特別会計の職員給与費の増額、およびシステム改修委託費の委託料の町負担分として 81 万 4 千円を計上するものでございます。児童福祉委託保育事業では、他市町への委託保育料を 207 万 2 千円、職員給与費を 747 万 2 千円増額するものでございます。

款 4 衛生費 簡易水道事業では、簡易水道事業会計の給与負担金の増額に伴い、補助金を 25 万 6 千円増額するものでございます。

20 ページ 款 7 土木費では、職員給与費 333 万 6 千円、道路橋りょう費道路整備事業 測量設計委託料を 100 万円増額するものでございます。都市計画費、公共下水道事業では、雨水処理経費分、及び公共下水道事業会計の給与負担金として 168 万 3 千円を増額するものでございます。

22 ページ 款 8 消防費では、消火栓を更新するため 259 万 6 千円を増額するものでございます。

款9 教育費 特別職給与費、及び職員給与費は、人事委員会勧告、及び共済組合負担率により増額するものでございます。積立金600、失礼しました6,636万1千円は、地域振興事業助成基金事業、すくすく子ども基金事業、ICT教育推進基金事業にそれぞれ艦載機交付金を積み立てるものでございます。小学校費、小学校管理運営事業 燃料費12万7千円の増額は主にガス使用料の増加によるものでございます。

社会教育費、コミュニティセンター、及び文化会館の財源更正は、艦載機交付金事業の事業費の確定によるものでございます。

戻りまして、1ページ歳入についてでございます。

詳細は8ページからとなります。

款13 分担金、及び負担金、老人保護措置費負担金は、老人福祉施設入所者の個人負担金39万8千円を増額するものでございます。簡易水道事業、及び公共下水道事業の人件費等負担金の増額は、人事委員会勧告等によるものでございます。

款15 国庫支出金 こどものための教育・保育給付交付金223万9千円は、委託保育料の国庫補助金でございます。米空母艦載機部隊配備特別交付金2億534万1千円は配分額の確定によるものでございます。障がい者自立支援給付審査支払等システム事業国庫補助金62万7千円は、歳出で当初予算に計上しております改修費に対する補助金が確定したことから計上するものでございます。11ページ国民年金事務費交付金は、税制改正に伴う改修費の国庫委託金17万4千円を計上しております。

款16 子どものための教育・保育給付交付金17万6千円は、委託保育料の県負担金でございます。石油貯蔵施設立地対策補助金14万2千円は、補助金額の確定によるものでございます。

款17 財産収入 利子及び配当金は、各基金における利率の変更に伴う利子分を増額するものでございます。

款18 寄附金、一般寄附では、まず明治安田生命様からの

寄付金 40 万 2 千円、それから個人からの寄付金、これらを合算したものを増額するものでございます。

款 19 繰入金では、今回の補正予算の歳入歳出調整により財政調整基金繰入金 2,403 万 2 千円を増額するものでございます。

款 21 諸収入では、後期高齢者医療広域連合市町療養給付費負担金の精算により返還金の 1,140 万 7 千円を増額するものでございます。

続きまして、3 ページ第 2 表をご覧ください。債務負担行為でございますが、令和 8 年度から令和 10 年度までの和木駅管理委託料について、4,633 万 8 千円、及びタブレットソフトの購入費 64 万 5 千円を限度額として定めるものでございます。

なお、今回の補正後の財政調整基金の残高は、12 億 4,935 万 7 千円になる見込みでございます。

以上で議案第 40 号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
なお、質疑は簡潔に、また答弁は丁寧をお願いいたします。
質疑はありませんか。

議長 津島宏保議員。

津島議員 資料の 15 ページ、款 2 総務費 文書広報費の 28 万 1 千円、この追加補正ですが、この内訳を教えてください。

議長 松井課長。

松井企画
総務課長 印刷製本費の補正でございますが、まず当初予算では広報を 20 ページ相当ずつの予算で組んでおりました。実際今年度になりましていろいろな行事、それからお知らせが増えた事から、

年内ですね、平均24ページ相当になるというのがまず1点です。それから、表紙なんですけどカラー化した事、その2点が主な要因でございます。

議長 よろしいですか。
津島議員。

津島議員 はい、今、後半で表紙のカラー化というのがございました。この見てみますと10月、11月、12月と町報「わき」の表紙が白黒からカラーに変わっております。この部分は費用的には28万1千円の中のいくらになるのでしょうか。

議長 松井課長。

松井企画
総務課長 はい、大体1万円、月1万円程度でございます。

議長 津島議員。

津島議員 年度途中で表紙を白黒からカラー化に移したというこの変更理由と申しますか、そういった思い、何故今まで白黒だったものをここに来てカラーにしたのかというご説明、それからお考え、ないしは、まあこれまでの判断に対する思いというのがもしあるのであれば、分かりやすく教えていただければと思います。

議長 坂本町長。

坂本町長 はい、ただいま津島議員さんより広報の表紙のカラー化でございまして。これはですね、私が町長に就任して職員に指示をいたしました。表紙だけでもカラーにしようと。ほいで金額についてはですね、今、総務課長から答弁があったように月1万円

ぐらいの増額ということで、さほど財政にも影響がない。変えた主な理由はですね、やはり表紙をカラーにすることによってですね、町民が広報誌を見ていただくと明るくなると思うんですね、白黒の写真を、各種いろんな行事があるんですけど、白黒で見るよりはカラーで見た方が町民が明るくなると、私のモットーである「明るく元気で笑顔あふれる町」ということもありまして、私の指示で変更したということでご理解ください。

以上でございます。

議長 よろしいですか。はい。
他に質疑はございませんか。
はい、上田丈二議員。

上田議員 8款の消防費についてお尋ねいたします。
消火栓取り換え負担金 259万6千円とありますけれども、この消火栓取り換え工事の場所と内容について伺いたいと思います。

議長 松井課長。

松井企画総務課長 はい、消火栓へのご質問ということで、まずこの消火栓を更新する経緯でございます。岩国市水道局が古い水道管を順次変更、更新をしているんですが、それに伴って消火栓も更新するというものでございます。

お尋ねの場所はどこかというところでございますが、住所では和木2丁目、分りやすく言えばこども園と三井の社宅、間の道路ですね、県道から旧まつや商店があったあの距離、250m程度あるんですが、そこを水道管をやり換えます。その中に消火栓を現在3つ設置しておるんですが、その3つとも更新するというものでございます。

- 議長 上田議員。
- 上田議員 水道管に伴って消火栓も取り換えるということだったんですけれども、今後もこの消火栓の取り換え工事というのはあるんでしょうか。
- 議長 松井課長。
- 松井企画
総務課長 今後につきましても具体的な計画っていうのは現時点ではないんですが、こういった水道管の更新であったり、まあ老朽化した場合等々ですね、いろんな水道局、あるいは岩国地区消防組合、そういったところとも協議しながら、順次適切に更新をしていきたいというふうに考えております。
- 議長 よろしいですか。
上田議員どうぞ
- 上田議員 続いてもう1つ質問したいと思うんですけれども、款9の教育費、この中の積立金について伺いたいと思うんですけれども、米空母艦載機部隊特別交付金ですね、これを利用して地域振興事業助成基金積立金とか和木町すくすく子ども基金積立金、それから和木町ICT教育推進基金積立金とかをされている訳なんですけれども、教育長が、あっ教育長じゃない、町長がおっしゃってた給食センターの設立のためにこの米空母艦載機部隊配備特別交付金をですね、利用して積立金をされるとおっしゃったんですけれども、今回この積立金が設立されてないようなんですけれども、このされてない理由について何か特別な事情があったのでしょうか、伺いたいと思うんですけれども。
- 議長 松井課長。

松井企画
総務課長

はい、では艦載機交付金についてのご説明をいたします。
まず艦載機交付金、私どもの予定では今年度から積み立てることができれば積みたてたい、というふうに考えて事業も進めておったところなんです、現在新たな給食センターの基本計画までできております。十数億の経費がかかるということで基金を造成していく、そういった考えでおったんですが、防衛省、それから中国四国防衛局との話ですね、もっと詳細な基本設計、あるいは、実施設計、そういったところで、より具体的な金額、建物の図面、そういったものがやはり必要なのではないか、ということですね、本年度の積立、基金造成は見送ることといたしました。

またもう1つ会計検査のですね、基金についての会計検査、これ全国的に行われておるんですが、そういった基金造成については、より具体的、詳細な設計をもとにしなければいけないという方向にもきておりますので、町としてもそういった方向、指示に従いながら、適切に今後進めてまいりたいというふうに考えております。

議長

上田議員。

上田議員

まあ詳細についてわかりましたけれども、艦載機部隊の特別交付金を使うに当たっては、詳細な設計の予算が必要ということだったんですけども、設立に当たって積立金もしっかり積立ていかなければならない、と思うんですけども、来年度からこのちゃんとした設計予算を出して艦載機部隊の特別交付金、これを利用して、積み立てをできるような形にはなるんでしょうか。ちょっと伺いたいんですけど。

議長

松井課長。

松井企画
総務課長

来年度、予定では基本設計等々行ってまいりたい、というふうに考えておりますが、来年度すぐに積み立てれるかどうか

か、今現時点です、できますというお答えはちょっとできないということで、ご理解いただければと思います。

当然中国四国防衛局、それから防衛省、そういったところとの協議、了解も必要となっておりますので、そこは現時点ではちょっと、この回答でご理解いただければというふうに思います。

議長 よろしいですか。
他に質疑はありませんか。
嘉屋富公議員。

嘉屋議員 はい、それでは2点のことについて質問させていただきます。

まず1点目、資料21ページ道路整備事業で、測量設計委託料100万円とあります。これの場所、あと内容、なぜこの時、今この時期に補正予算まで組んでやらないといけなかった理由、これを聞きます。

議長 山下都市建設課長。

山下都市建設課長 はい、ただいまの測量設計委託料についての説明をさせていただきます。まずですね、場所についてでございますけれども、町道駒ヶ迫鍛冶屋作線といいまして、瀬田から蜂ヶ峯公園に上がる道でございますけれども、そちらの方のつつじが丘団地の入り口付近からですね、公園の方に向かって約250mからまあ280mの間を想定しております。

次に工事の内容についてですけれども、その250mから280mの間の舗装や路盤の全面改良工事を想定しております。補正に上げるという何故かというご質問でございますけれども、こちらの方が一応令和8年度にですね、道路改良工事が今後予算等の協議で決まってくると思うんですが、令和8年度に実施するという事になった場合に対応するために、今回補正

予算として計上させていただいております。以上です。

議長 嘉屋議員。

嘉屋議員 ただいまの令和8年度、これに工事を実施を行うというふうにとってもいいんです、それとも予定ですか。

議長 山下課長。

山下都市建設課長 はい、現時点、令和8年度に必ずこの設計業務で行ったものは実施するという事は決まっておられません。今後予算査定等での協議が必要となりますので確定ではないということでご理解いただきたいと思います。

議長 嘉屋議員どうぞ。

嘉屋議員 はい。それでは2点目の質問させていただきます。
今回のまあ議案、これが可決した場合にですね、各種基金積立金、これあると思うんですよ、5種類あると思います。この分のもし可決した場合に、各種どのぐらいの金額で積立できるのか教えて欲しいです。

議長 いいですか。松井課長どうぞ。

松井企画総務課長 可決した場合ということで、その数字を申し上げます。まず5つの基金、議員おっしゃられた通りございます。健やか安心基金から申し上げます。すいませんね。健やか安心基金が年度末残高の見込みでございますが、3億4,455万8千円です。それから地域振興事業助成基金7,980万円、和木町すくすく子ども基金1億4,506万1千円、和木町ICT教育推進基金768万円と、あっ失礼しました私5つと申し上げましたが、今現在4つの基金でございます。申し訳ございません。

議長 嘉屋議員どうぞ。

嘉屋議員 先程伺いました財政調整基金、これをあわせるとすべてで約18億円というお金、合計した約になるんですけど、これの使用用途、目的っていうのがありましたら、計画があれば教えて欲しいです。

議長 いいですか。松井課長。

松井企画
総務課長 はい。まず、財政調整基金なんですが、こちらの方はちょっと今時点で使用目的っていうのは、これこれっていうような具体的なものはお伝えはできないんですが、まず健やか安心基金、これは子どもの医療に関わる部分でございます。それから地域振興事業助成基金、これは地域振興として様々な町民に対するイベント、具体的にはフェスティバルとかそういったことに充てております。地域振興事業の助成基金ですね、これは町で行ういろんな、様々なイベントですね、に充てております。それから和木町すくすく子ども基金、こちらの方はこども園、あるいは小・中の加配教員に対する補助ですね。

それから和木町ICT教育推進基金、これは主に学校現場での話になるんですが、現在GIGAスクール等々タブレット教育そういったのが進んでおるところでございますが、そのサポートとしてですね、専門員を1名つけておるものでございます。

議長 いいですか、はい嘉屋議員どうぞ。

嘉屋議員 はい、1つあの私も忘れてたんですけど、石油備蓄、これの積立金、これは全部でどのぐらいありますか。

議長 松井課長。

松井企画
総務課長 石油備蓄でございますが、こちらの方も基金の積み立てを
行っております。令和7年度末の見込みでございますが、6,616
万6,217円となる見込みでございます。

議長 嘉屋議員。

嘉屋議員 はい、今のお金をテニスコート改築利用に使われると思うん
ですけど、これはなんぼぐらいの計画を思ってますか。

議長 松井課長。

松井企画
総務課長 私の知る範囲では、だいたい1億ぐらいというふうに聞いて
おります。

議長 よろしいですか。
他に質疑はございませんか。
森脇明美議員。

議長 ちょっとマイク上げて。近づいてしゃべって。

森脇議員 すいません。
3ページの先ほど言われました債務負担行為の補正の件で、
和木駅の管理委託料なんですけど、令和8年度から令和10年度
までこれが4,633万8千円組まれております。今まで令和5年
から7年までが3年間で3,488万1千円でした。前回よりも
1,200万円増となっております。これは1年間400万円の増加
ですが人件費だけなんですか。他に何かあるんでしょうか。
お尋ねいたします。

議長 はい、松井課長。

松井企画
総務課長 はい、まずこの債務負担行為でのこの3年間の委託料でございますが、これはあくまでも上限、この金額を上限とする3年間の上限とするということでご理解をいただいた上でちょっとご説明を申し上げます。

今、議員さんおっしゃられた通り、近年ですね、急激な賃金上昇等々あります。その対応のための、まあ3年後も見据えた金額ですね、を計上しておるっていうのが大きな要因でございます。それとともに駅ももう年数経ってきております。様々なところの修繕等々もまあ大きなものは今無いんですが、軽微な修繕等々も増えてきております。そういったところですね、そういったことを見越して計上をしておるものでございます。

議長 まあこれ議案第53号にも関わっているんで、またその時にまた聞いてください。

議長 他に質疑はございませんか。
質疑がない、あつすいません。
三分一淳議員。

三分一議員 はい、すいません。
先程基金を積み立ててない形だったんですけれども、ほかの基金に今回積み立てたということなんです、それは何年間分ぐらい貯まったっていうことで、もし概算があれば教えてください。

議長 基金の何年分かっていうことですか。

三分一議員 そうです。はい。

議長 はい、松井課長。

松井企画 これはもうあくまでも見込み、今からいくら使うかっていう

総務課長 | の見込みでよろしいでしょうか。まず健やか安心基金でございますが、大体これ医療費関係でございますが、年間5千万程度使います。令和7年度末で3億4千万と先程私申し上げましたが、でいけば大体6年、7年弱、6年でございます。

続いて地域振興事業助成基金、こちらの方も、もうこれもいろんなイベントを、大きなイベントをするしないっていうようなことも関わってくるんですが、大体年間1千万見込んでおります。今年度末が7,900万でございますので、7年、あるいは8年弱、そういったところを見込んでおります。

それから、すくすく子ども基金これは年間2,700万と見込んでおります。年度末見込みが1億4,500、大体6年先程度を見込んでおります。こちらの方も加配のいろんな状況によってですね、金額も多い年もあるし少ない年もあるということでその程度になるのではないかと見込んでおります。

それからICT教育の推進基金、これが毎年100万円程度で年度末の見込みが760万ということで、こちら7年程度を見込んでおります。以上でございます。

議長 | よろしいですか。
三分一議員。

三分一議員 | はい、ありがとうございます。今回の補正予算がですね、やっぱり基金と職員給与、この辺がすごく大きな割合を占めてたんでちょっとお聞きしてるんですが、先程基金は積み立てない、まあ今回積み立てれない、来年基本設計やって、もうちょっとわからないっていうことなんです、基金を積み立てて給食センターを建てるっていう訳じゃなくなるっていう話でよろしいでしょうか。

議長 | 松井課長。

松井企画 | まあ、今後のことを今この場でですね、どうなのかという

総務課長 具体的なことは言えないのですが、もちろんこの艦載機部隊の交付金による基金積立、これは大変給食センターの建設にとって大事な基金になってこようかと思えます。ただ当然全額という訳にはいかないのかなとも思っておるんですが、そういった場合には起債等々を充てる、ということも今後検討しなければいけないと考えております。

議長 三分一議員。

三分一議員 はい、ありがとうございます。

あともう1つ職員給与、この辺がちょっと今回補正の割合が多かったんですが、この辺の補填とかは国とかがあるとか、そういうのは聞いてますでしょうか。

議長 松井課長。

松井企画
総務課長 はい、先日ちょっとお尋ねいただいた時に、補填はございません、と私申し上げたんですが、それはちょっと訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

今回ですね、今年度で言えば令和7年、大きくまあ国も各地方自治体も給与上昇、過去最大といわれる中で、国の補填部分として11月末に通知がございましたが、一定程度地方交付税の方で出るという事を確認をしております。

議長 三分一議員。

三分一議員 はい、ありがとうございます。少し安心しましたので、はい、これで質問を、ありがとうございました。

議長 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第7 議案第41号 令和7年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第8 議案第42号 令和7年度和木町介護保険特別会計補正予算(第2号)

以上、2議案についてこれを議題といたします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

渡邊保健福祉課長。

渡邊保健福祉課長 議案第41号、議案第42号を一括してご説明いたします。

議案第41号 令和7年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ25万3千円を追加し、予算の総額を7億692万1千円とするものでございます。

2ページの歳出からご説明いたします。詳細は、9ページからになります。

款1 総務費は、人事委員会勧告等により行われる給与改正に伴い、職員給与費を、25万3千円、増額するものでございます。

続いて、1ページの歳入についてご説明いたします。詳細は、7ページからになります。

款5 繰入金では、歳出の、職員給与費の増額に伴いまして、一般会計からの繰入金25万3千円を、増額するものでございます。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

続きまして、議案第42号 令和7年度和木町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ138万5千円を追加し、予算の総額を5億4,792万5千円とするものでございます。今回の補正は、保険事業勘定の補正をするもので、サービス勘定の補正はございません。保険事業勘定の総額は、5億4,647万7千円となります。

2ページの歳出からご説明いたします。詳細は、9ページからになります。

款1 総務費は、人事委員会勧告等により行われる給与改正に伴い、職員給与費を24万1千円、増額するものでございます。また介護保険一般事業は、令和7年度税制改正に対応するため、介護保険システム改修委託料を114万4千円、増額するものでございます。

続いて、1ページの歳入についてご説明いたします。詳細は7ページからです。

款2 国庫支出金は、介護保険事業補助金を57万1千円、増額するものでございます。

款5 繰入金 その他一般会計繰入金は、歳出の職員給与費の増額分を24万1千円、また事務費繰入金は、介護保険システム改修委託料の町負担分を、一般会計から繰り入れるため57万3千円を増額するものでございます。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

議長

これより議案ごとに質疑を許します。
議案第41号について質疑を許します。
質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 続きまして、議案第42号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 ここで一旦暫時休憩をいたします。
15分から再開いたしますのでお願いいたします。

休憩 10時 03分

再開 10時 15分

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議長 日程第9 議案第43号 令和7年度和木町簡易水道事業会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第44号 令和7年度和木町公共下水道事業会計補正予算(第3号)

以上、2議案についてこれを議題といたします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

山下都市建設課長。

山下都市建設課長 議案第43号 及び 議案第44号を一括してご説明申し上げます。

まず、議案第43号、令和7年度和木町簡易水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

議案の1ページをご覧ください。

第2条におきまして、令和7年度和木町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入および支出の予定額について補正するものでございます。

補正予算の概要といたしましては、簡易水道事業収益の第2項 営業外収益を25万6千円増額して1億2,172万4千円とするもので、簡易水道事業費用につきましても、第1項 営業費用を25万6千円増額して、1億1,480万7千円とするものでございます。

続きまして、補正予算に関する説明書の1ページ目をご覧ください。

概要の内訳といたしまして、まず支出からご説明させていただきます。

営業費用 総係費の25万6千円の増額ですが、人事委員会勧告及び人事異動に伴い、水道事業担当職員給与費を増額するものでございます。

続きまして、収入についてご説明いたします。

営業外収益 補助金の25万6千円の増額でございますが、先ほどの給与負担金の増額分を一般会計より補助金として受けるものでございます。

次に、議案の1ページ及び2ページ目をご覧ください。

第3条におきまして、令和7年度和木町簡易水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

補正予算の概要といたしましては、資本的収入の第1項 企業債を970万円増額して、2,685万5千円とし、資本的支出は第1項 建設改良費を1,022万6千円増額して、3,282万1千円とするものでございます。

補正予算に関する説明書の2ページ目をご覧ください。

概要の内訳といたしまして、まず支出からご説明させていただきます。

できます。

建設改良費 原水及び浄水施設費の50万円の増額でございますが、今後浄水場の適切な管理を行うため、工事請負費を増額するものでございます。

配水施設費の委託料972万6千円の増額につきましては、今年度実施しています瀬田地区配水管布設設計業務におきまして、追加業務が発生したためでございます。追加業務の内容でございますが、配水管の布設方法、工事費用及びルート検討等をおこなった結果、瀬田川へ水管橋を設置し、整備する方法が将来的にも良いとされたため、まあボーリング調査等を含みます、水管橋設計業務を追加するものでございます。

続きまして、収入についてご説明いたします。

企業債 970万円の増額ですが、先ほど支出でご説明いたしました、配水管布設設計業務の財源として企業債を発行するものでございます。

次に議案の2ページ目をご覧ください。

第4条、第5条及び第6条の補正につきましては、第2条、第3条でご説明いたしました内容にともなうもので、それぞれ企業債の限度額、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、他会計からの補助金の額を補正するものでございます。

このほか、補正予算に関する説明書3ページ以降に、予定貸借対照表などの説明資料を添付しておりますが、説明の方は省略させていただきます。

以上が、簡易水道事業会計補正予算の説明となります。

次に、議案第44号、令和7年度和木町公共下水道事業会計補正予算について、ご説明いたします。

議案の1ページ目をご覧ください。

第2条におきまして、令和7年度和木町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

補正予算の概要といたしましては、下水道事業収益の第1項営業収益を22万8千円増額して1億3,679万8千円とし、第2項 営業外収益を45万5千円増額して、1億1,936万3千円とし、下水道事業収益としてトータルで168万3千円を増額して、2億5,616万1千円とするものでございます。下水道事業費用につきましては、第1項 営業費用を160万3千円増額して、2億6,494万8千円とするものでございます。

続きまして、補正予算に関する説明書の1ページ目をご覧ください。

概要の内訳といたしまして、まず支出からご説明いたします。

営業費用 管きよ費の65万2千円は、光熱水費が25万2千円、修繕費が40万円の増額でございます。光熱水費につきましては、汚水中継ピットの電気料金が当初の見込みより増えたものでございます。修繕費の40万円の増額は、大竹市内で実施中の臨港道路建設に伴い、本町所有の未使用下水道管が支障となるため、撤去の費用を計上するものでございます。営業費用 ポンプ場費の57万6千円の増額は委託料であり、令和5年度に設置した関ヶ浜地区汚水柵の清掃が必要となったため計上するものでございます。

営業費用 総係費の45万5千円の増額につきましては、給与負担金であり、人事委員会勧告及び人事異動に伴い下水道事業担当職員給与費を増額するものでございます。

続きまして、収入についてご説明いたします。

営業収益 雨水処理負担金の増額でございますが、先ほど支出でご説明した営業費用管きよ費及びポンプ場費の財源といたしまして、122万8千円を一般会計より負担金として、受けるものでございます。

営業外収益 他会計補助金の45万5千円の増額でございますが、先ほどの給与負担金の増額分を、一般会計より補助金として受けるものでございます。

次に、議案の1ページ目、2ページ目をご覧ください。

第3条におきまして、令和7年度和木町下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

補正予算の概要といたしましては、資本的収入の第1項企業債を550万円増額して2億1,400万円とし、資本的支出は第1項建設改良費を2,090万円増額して、2億6,779万5千円とするものでございます。

補正予算に関する説明書の2ページをご覧ください。

概要の内訳といたしまして、まず支出からご説明いたします。

建設改良費 ポンプ場建設改良費の2,090万円は、委託料が550万円、工事請負費が1,540万円の増額でございます。委託料につきましては、和木ポンプ場内の3号雨水ポンプ原動機更新事業の詳細設計業務費であり、老朽化による不具合が多々発生するため、令和8年度から更新に向けて、設計業務を実施するため、計上するものでございます。工事請負費につきましては、不具合を起こしている3号雨水ポンプ原動機の修繕工事を実施するものでございます。雨水ポンプの原動機(これエンジンでございますが)、こちらの更新には2ヶ年、約2ヶ年かかるものでございます。このことから更新工事が完了するまでの間、稼働させる必要があるため実施するものでございます。

続きまして収入についてご説明いたします。

企業債の550万円の増額ですが、先ほど支出でご説明いたしました、建設改良費雨水ポンプ原動機更新事業の、詳細設計業務費の財源といたしまして、下水道事業債を発行するものでございます。

次に、議案の2ページ目をご覧ください。

第4条、第5条及び第6条の補正につきましては、第2条、第3条でご説明いたしました内容に伴うもので、それぞれ企業債の限度額、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、他会計からの補助金の額を補正するものでございます。

このほか、補正予算に関する説明書 3 ページ以降に、予定貸借対照表などの説明資料を添付しておりますが、説明の方は省略させていただきます。

以上で、議案第43号 及び 議案第44号の説明を終わります。

議長 これより議案ごとに質疑を許します。
議案第43号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 続きまして、議案第44号について質疑を許します。
質疑はありませんか。
上田丈二議員。

上田議員 はい、収益的収入、及び支出の部分で支出についてお尋ねいたします。圧送管の撤去費用でってということで説明を受けたんですけど、この圧送管の撤去ってまだ何ヶ所か残っているものなんではないでしょうか、伺いたいと思います。

議長 山下課長。

山下都市建設課長 はい、下水道管の圧送管につきましてはですね、河川内と一部につきましては、もうすでにもう撤去しておるんですけども、大竹川につきましてはですね、まだ水路下ですとか、ちょっと一部残って残存をしておりますので、大竹市、及び広島県と協議した結果ですね、ちょっと一部支障になるところが出たということで、そちらの撤去を求められましたのでこの補正予算にて撤去を行いたいと考えております。

議長 上田議員。

上田議員 大竹側であったということなんですかね。和木の中ではもうないということで、大竹側と一緒にあったんで、この工事費用も安いというような説明も受けたんですけども、町で単独で行うような圧送管の撤去作業はもうないということですか。

議長 山下課長。

山下都市建設課長 はい、現在、圧送管、未使用、使っていない圧送管につきましてはですね、大竹側のみという認識でございます。和木側については使用している管ということでございます。

議長 いいですか、はい。
他に質疑はございませんか。
嘉屋富公議員。

嘉屋議員 はい、雨水ポンプ更新工事ということで、3号不具合ということを知りました。この更新工事、これあと1号2号があると思うんですけど、雨水ポンプには、これは多額に費用掛かると思います。しかしながらこれは安全を考えると必ず行っていかなくちゃいけないんですけど、この3号機に対して今までの更新は、どの程度の頻度で行ってきたのかご説明をお願いします。

議長 山下課長。

山下都市建設課長 はい、3号機ですね、設置と設置更新状況につきましてご説明いたします。当初、供用開始時にはですね、こちらのポンプ、昭和46年に設置をいたしました。その後ですね、令和7年度に更新をしており、令和7年度の更新以降、約30年を経過しておる状況ですので、今回新たに更新を行うという事で

方向性を定めたところでございます。

議長 平成じゃないですか、平成。

山下都市建設課長 すいません、すいません平成でございます。平成8年、あっ平成7年度に更新しております。

議長 嘉屋議員。

嘉屋議員 はい、約30年ということを知りました。1号機、2号機に関してはいかがでしょうか。今後それで高額なお金を使われると思うんだけど、いつ更新時期を迎えるかっていうのが大体わかれば教えてください。

議長 山下課長。

山下都市建設課長 はい、1号ポンプ、2号ポンプにおきましても、更新時期の方は、ほぼ3号ポンプと同様で、平成6年度と平成8年度に行っておりますので、やはりこれ議員がおっしゃるとおり、雨水ポンプの更新については、高額な費用を伴いますので、こちらについては工事の平準化等も考慮しないといけないと考えておりますが、3号ポンプ改築後なるべく早い段階ですすね、この1号、2号についても改築の方はやっていきたいというふうには考えております。

議長 他に質疑はありませんか。

議長 質疑がないようですので、本案に、あっすいません、上田丈二議員。

上田議員 すいません。申し訳ないんですけど、議案の第43号について先程ちょっと質問しそこなったので質問してよろしいです

か。

議長 はい、どうぞ。

上田議員 すいません、今回排水管の新設って形、まあ排水を変えるっていうこと、ルートも変えられたと思うんですけど、そのルートを変えられてこの排水をされるっていう形の利点とか、そういう何かそういうものがあってされたんでしょうか。その目的についてちょっと説明をお願いしたいと思うんですけど。メリットですね。

議長 はい、山下課長。

山下都市建設課長 はい、簡易水道事業のですね、設計費の増額についてのご質問なんですけれども、いろいろと検討した結果、ルートを変えることによりましてですね、将来的な、トータル的な事業費がまあ安価になるということがまず1点とですね、で、今現在既設の管きょが入っておりますルートってというのが、まあ日本製紙さんの倉庫の裏の山側を通過しております、維持管理的にも大きな機械が入らないであるとか、非常に維持管理的に問題がある場所ですので、一般的な瀬田2丁目の町道内に設置することですね、将来的な維持管理の面でもプラスになると考えております。

議長 よろしいですか。はい。
他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長

日程第11 議案第45号 和木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

これを議題とします。執行の説明を求めます。

松井企画総務課長。

松井企画
総務課長

議案第45号 和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、令和7年度の山口県人事委員会勧告等に準じて提案をさせていただくものでございます。

本条例案は、7つの条と附則で構成されており、第1条及び第2条で和木町一般職の職員の給与に関する条例、第3条及び第4条で和木町議会議員の議員報酬等に関する条例、第5条及び第6条で町長等の給与に関する条例、第7条で和木町一般職の任期付職員の採用等に関する条例について、それぞれ一部を、一部改正を定めてございます。

まず第1条は、人事委員会勧告等に準じ、通勤手当、宿日直手当及び別表の給料表の改正を行うとともに、同条、第3条及び第5条では、本年12月の期末手当及び勤勉手当を、0.05月分引き上げるものでございます。なお、給料表の改正による月例給の引き上げ率は3.02%となります。

第2条、第4条及び第6条の改正は、令和8年度以降の期末、勤勉手当について6月期及び12月期の支給月数が均等となるように規定するものでございます。

第7条は、人事委員会勧告等に準じ、一般職の任期付職員の給料表を改めるものでございます。

また、附則でこの条例は、公布の日から施行し、第1条、第3条、第5条及び第7条は、令和7年4月1日から適用するとともに、第2条、第4条、第6条は、令和8年4月1日から適用することとしております。

以上で、議案第45号の説明を終わります。

議 長

本案に対する、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第12 議案第46号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

これを議題とします。執行の説明を求めます。

松井企画総務課長。

松井企画総務課長 議案第46号 町長等の損害賠償の責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴い、本町条例の改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、同法及び施行令の条項の追加等に伴う、条ずれの整理を行うものでございます。

なお、本改正の施行の日は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定により、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日となっております。

以上で、議案第46号の説明を終わります。

議長 本案に対する、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第13 議案第47号 和木町火入れに関する条例の一部を改正する条例
これを議題とします。執行の説明を求めます。
上村住民サービス課長。

上村住民サービス課長 議案第47号 和木町火入れに関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本議案は、現行条例の「火入れの中止」に係る条件において、気象情報等の文言の修正を行い、新たに「林野火災に関する注意報」を加えるものでございます。

改正の理由ですが、岩手県大船渡市の林野火災の教訓を踏まえ、国の通知に基づき、岩国地区消防組合の「火災予防条例」に、新たに「林野火災に関する注意報」等の発令が明記されたことに伴い、本条例についても所要の改正を行うものでございます。

なお、この改正は来年1月1日から施行する予定です。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

議長 本案に対する、質疑を許します。
質疑はありますか。
灰岡裕美議員。

灰岡議員 質問します。まず火入れとはどういうものか、また畑などの雑草を燃やすような、野焼きとどう違うのか、その定義をお伺いいたします。

議長 上村課長。

上村住民サービス課長 お答えいたします。火入れというのはですね、森林または、森林の周囲を面的に燃やす行為でございます。森林法に基づく行為となります。それに対しまして野焼きは、農地や空き地で小規模に廃棄物を燃やす行為という事で廃棄物処理法上の

焼却行為となります。以上でございます。

議 長 よろしいですか。
津島議員。いいですか、はい。

議 長 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第14 議案第48号 和木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第49号 和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第50号 和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

以上、3議案についてこれを議題といたします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

烏枝教育委員会事務局長。

烏 枝 議案第48号から議案第50号を一括してご説明いたします。
教育委員会 議案第48号から議案第50号は、児童福祉法等が改正されたため関係条例の一部を改正するものでございます。
事務局長

それでは議案第48号 和木町放課後児童健全育成事業の

設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、国が定める基準を踏まえ、条例で定めることとされています。

本議案は、児童福祉法等の一部が改正され、保育所等の職員による虐待等に関する通報義務の仕組みが創設されたことに伴い、条例第12条を改正するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしています。以上で、議案第48号の説明を終わります。

続きまして、議案第49号 和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、国が定める基準を踏まえ、条例で定めることとされています。

本議案は、児童福祉法等の一部が改正され、保育所等の職員による虐待等に関する通報義務の仕組みが創設されたことにより、第12条を改めるもの、また第17条第2項の改正は、母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する健康診断の実施義務が免除できる規定が定められたことにより、17条を改正するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしています。以上で、議案第49号の説明を終わります。

最後に議案第50号 和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準については、国が定める基準を踏まえ、条例で定めること

とされています。

本議案は、児童福祉法等の一部が改正されたことに伴い、条文整備により、第15条を改正し、保育所等の職員による虐待等に関する通報義務の仕組みが創設されたことにより、第25条を改正するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしています。以上で、議案第50号の説明を終わります。

議 長 これより議案ごとに質疑を許します。
議案第48号について質疑を許します。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 続きまして議案第49号について質疑を許します。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 続きまして議案第50号について質疑を許します。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がありませんので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第17 議案第51号 和木町乳児等通園支援事業の

設備及び運営に関する基準を定める条例

日程第18 議案第52号 和木町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

以上、2議案についてこれを議題といたします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

鳥枝教育委員会事務局長。

鳥 枝
教育委員会
事務局長

議案第51号 及び 議案第52号を一括してご説明いたします。

議案第51号 和木町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、ご説明いたします。

児童福祉法等の一部改正により、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満までの乳幼児が、保護者の就労等の要件を問わず、こども1人当たり月に10時間を上限として、保育所等を利用することができる「乳児等通園支援事業(通称:こども誰でも通園制度)」が、令和8年度から開始されます。

本議案は、児童福祉法の規定により、当該事業の設備及び運営に関する基準については、国が定める基準を踏まえ、町の条例で定めることとされたため、本条例を新たに制定するものです。

条例の概要といたしまして、1ページ第1条及び第2条は趣旨と定義、2ページの第3条から第6条は、最低基準を常に向上させることや地域社会との連携、乳幼児の安全確保等、事業者としての一般原則、3ページから4ページ第7条から第12条は、安全計画の策定や、健全な心身を有するなど職員の一般的条件について、第13条から第16条は、虐待の禁止や衛生管理に関すること、5ページの第17条から第20条は、内部規定の策定や秘密保持の基準等について、6ページ第21

条は、乳児等通園支援事業の区分を定めるもの、6ページから11ページまでの第22条から第28条は、区分ごとに設備の運営基準として、乳児室や保育室等の面積基準に関するものや避難設備などの要件、従事者の資格要件や配置人数等を定めるものとしています。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行することとしています。

以上で、議案第51号の説明を終わります。

続きまして、議案第52号 和木町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、ご説明いたします。

子ども・子育て支援法の改正により、乳児等通園支援事業「通称：子ども誰でも通園制度」が令和8年度から開始されることに伴い、本制度の対象となる事業者は、市町村が条例により定めた基準に従い、乳児等通園支援を提供しなければならないことから、国の定める基準に従い、本条例を制定するものです。

条例の概要といたしまして、事業運営に関する基準の主なものとして、1ページ第2条では、適切な環境を確保することや職員研修の実施など、事業者の一般原則に関すること、2ページから3ページ第3条から第9条は、利用定員を定めることや保護者との面談に関すること、子どもと保護者の心身状況の把握に努めることなど、4ページから6ページ第10条から第18条は、支払いや給付費の通知に関することや支援に関する評価及び改善に関すること、保護者からの相談及び援助に関することなど、7ページまでの第19条から第24条は、事業の運営規定の策定や勤務体制の確保等に関すること、虐待の禁止など、8ページから13ページまでの第25条から第33条は、秘密保持や苦情受付窓口の設置、地域との連携に関すること、事故発生の防止や発生時の対応、支援提供に関する記録の整備等、事業運営に関し必要な事項を定めるものです。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行することとして
います。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

議 長 これより議案ごとに質疑を許します。
議案第51号について質疑を許します。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 続きまして議案第52号について質疑を許します。
質疑はございませんか。
灰岡裕美議員

灰岡議員 来年度からこの子ども誰でも通園制度が始まるということ
を子育て中のお母さん方に伝えました際に、病院に行ったり
買い物する際に大変便利で助かります、という声をたくさん
お聞きしました。半面、モデル事業として昨年7月から始めて
いる防府市では、利用登録の希望者が多く、受け入れる子ども
の人数を制限している事業所もある、と聞いております。本
議案は条例の整備ではありますが、本町はこの制度に対する
保育士の確保は今現在できているのでしょうか。質問いたします。

議 長 鳥枝局長。

鳥枝教育委員会事務局長 子ども誰でも通園制度に関してですね、対応する職員って
いうのは、今、今いる職員になるんですけれども、2名ほど
対応する予定としております。

- 議長 灰岡議員。
- 灰岡議員 詳しい内容は、まあ年が明けてからお伺いするとしても、この制度の登録条件と登録申し込みの部署は、どちらになりますか。もう決まっておりましたら教えてください。
- 議長 鳥枝局長。
- 鳥枝局長 教育委員会事務局長 このあの詳しいことは要項を定めて、実施して、今からですね、こども園と協議しながら進めていくことになるんですけども、基本的には子ども子育て総合支援システムというシステムを使ってですね、こども園とのやり取りにはなるんですけども、まずは認定を受けた方がそちらを利用して、予約をしていくという形になろうかと思っております。
- 議長 灰岡議員。
- 灰岡議員 その認定を受けるのは教育委員会ということになりますか。
- 議長 鳥枝局長。
- 鳥枝局長 認定申請は、教育委員会事務局の方になります。
- 議長 長 いいですか。はい。
他に質疑はありませんか

(「なし」の声あり)
- 議長 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第19 議案第53号 和木駅交流プラザ、和木駅駐輪場及び和木駅駐車場の指定管理者の指定同意について
これを議題とします。執行の説明を求めます。
松井企画総務課長。

松井企画総務課長 議案第53号、和木駅交流プラザ、和木駅駐輪場及び和木駅駐車場の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

和木駅交流プラザ、和木駅駐輪場及び和木駅駐車場の管理運営を令和8年4月1日から令和11年3月31日までの期間、「株式会社不二ビルサービス」に指定管理者として行わせることについて、和木町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

当該施設の指定管理者候補者の選定につきましては、9月1日に町広報紙及びホームページに募集要項を掲載し、募集期間を、9月16日から10月14日までとしましたところ、「株式会社不二ビルサービス」1社から応募がございました。

10月30日、和木町指定管理者選定委員会において同社に対する面接審査及び採点と審議を行い、候補者として選定をしたところでございます。

選定の理由といたしましては、平成20年の和木駅開業当初より駅を管理しており、業務内容に精通していること、指定管理の経験が豊富で、危機管理体制もしっかりしていること、さらに、事業計画等十分に検討され、経費縮減を図りながら、自主事業の展開による、施設の活性化が期待できることなどが理由でございます。

なお、「株式会社不二ビルサービス」は、昭和33年に創業し、広島市西区楠木町に本社があり、従業員数が約2,000名の民間企業でございます。公共施設の指定管理として、本件の他、山口市産業交流拠点施設(いわゆるKDDI維新ホールでございます。)や広島県立総合体育館などを行っております。

清掃業務から受付、機械設備保守などの総合的なビル管理を行っている会社でもございます。

以上で議案第53号の説明を終わります。

議長 本案に対する、質疑を許します。
質疑はございませんか。
上田丈二議員。

上田議員 公募の期間なんですけれども、9月16日から10月14日の1か月間程度の公募ってということなんですけれども、公募の期間としてはちょっと短いのではないかなというふうにも思うんですけど、この期間というのは適切なんでしょうか。1社だけしかないっていうのもちょっとどうかなというふうには思うんですけど、別に不二ビルさんに対して不満があるという訳ではないんですけれども、この公募の期間についてそれが適切なのかどうかについてちょっと伺いたいと思うんです。

議長 松井課長。

松井企画総務課長 期間が長いか短い、私どもは適切と考えて1か月間を設定しております。

議長 いいですか。上田議員、はい。

上田議員 まあそれによって1社でもまあ致し方ない、それに対しても問題がないという認識でよろしいですか。

議長 松井課長。

松井企画総務課長 問題はないと思っておりますが、なかなか今、こういった管理、指定管理の事業、手を挙げてくれる事業者が少ないというふうにも聞いておる、現状では聞いております。その中で

こうやって手を挙げていただいたという事で、私どもとしてはこれまでも適切に管理いただいております企業から手が挙がったということは、大変にありがたいということだというふうに考えております。

議長 よろしいですね。
他に質疑はございませんか。
森脇明美議員、どうぞ。

森脇議員 すいません、先程ですね、債務負担行為の時に聞いたんですが、全体で、3年間で4,633万8千円になって1年間で1,560万円と想定して、人件費がかなりの増額になると予想してるんですけども、人員、人数とかその辺を詳しく教えていただけたらと思います。

議長 松井課長。

松井企画総務課長 今現在ですね、まず駅の管理ですが、4名の体制で行っております。それから清掃員の方が2名、計6名でございます。

議長 よろしいですか。
森脇議員。

森脇議員 はい。

議長 いいんですか。
灰岡議員、どうぞ。

灰岡議員 先程の。

議長 ちょっと聞こえない。

灰岡議員 補正予算の際に、この今回の契約金額が1,200万円高騰したということは、人件費とまあ修繕費というふうに、執行はおっしゃったんですけども、応募したのが不二ビルサービスさん1社、それで、まあありがたいという言葉も先程あったんですけども、この契約金額を決めるときの経緯は、どういうふうに決まったのでしょうか。契約金額決定までの経緯を、教えてください。

議長 松井課長。

松井企画総務課長 契約金額については、今議会でですね、可決いただいたのちに詳細は詰めてまいる、というところです。今回補正予算で上程させていただきましたのは、債務負担行為、この金額を上限にしますというものでございます。当然人件費もこの1、2、3年間の契約でございますのでそういったところで丸々まあその3分の1かと言えばそうではないというふうにも考えておりますし、修繕それから設備管理、そういった経費も掛かってきますので、その辺りはきちんとまたもう一度正式な契約相手としてですね、こちら資料をいただいて、精査をしながら、年間の契約決めていこうというふうに考えております。

議長 灰岡議員。

灰岡議員 わかりました。ということは、今回は債務負担行為の限度額が、この金額ということで、実際の契約金額は、まあ通常の工事なんかの契約と同じように、実際にまた議案として上がってくるということで、この金額が契約金額ではない、という理解でよろしいんですか。

議長 松井課長。

松井企画 この契約でございますが、また予算で審議いただくことにな

総務課長 とうかと思えます。

議長 議案としては。

松井企画
総務課長 もちろん議案としてですね、上程さしていただいて、予算の特別委員会なり、それから本会議での審査、そういったところをまた説明をさしていただきたいと思っております。

議長 灰岡議員。

灰岡議員 すいません、最後でもう一度確認させていただきたいんですが、この度の4,633万8千円というのは、あくまでも債務負担行為の限度額で、契約額ではない、という理解でよろしいんですね。

議長 松井課長。

松井企画
総務課長 はい、議員おっしゃるとおりでございます。

議長 いいですね、はい。
他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
よって、本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 本日はこれで散会いたします。
お疲れさまでした。

閉 会 11時 9分